

長崎県旅費システム  
調達仕様書

令和8年（2026年）4月

長崎県



# 目次

1. 本業務の背景と目的	1
1.1. 業務委託の名称	1
1.2. 背景と目的	1
2. 本業務の内容	2
2.1. 本調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式等	2
2.1.1. システム構築及び運用保守に係る本システムの調達範囲	2
2.1.2. システム構築方針	3
2.2. スケジュール	4
2.2.1. スケジュール	4
2.2.2. システム切替期間	4
2.3. 履行場所	4
2.4. 満たすべき要件	5
3. 構築業務の実施体制・管理方法	5
4. 運用保守業務の実施体制・管理方法	5
5. セキュリティ	5
5.1. システムに係るセキュリティについて	5
5.2. 情報セキュリティについて	5
5.3. 構築時におけるセキュリティについて	6
6. 追加提案	6
7. その他留意事項	6
7.1. 業務実施時における留意事項	6
7.2. 関係法令等の遵守	7
7.3. 知的財産権の取り扱い	7
7.4. 情報の開示	7
7.5. 機密保持	8
7.6. 契約更新について	8
7.6.1. 目的	8
7.6.2. 見積内訳および単価体系の明示	8
7.6.3. 不透明な費用計上の禁止	8
7.6.4. 競争性・検証可能性の確保	8
7.6.5. その他	8

## 1. 本業務の背景と目的

### 1.1. 業務委託の名称

長崎県旅費システム構築及び運用保守業務委託（以下「本業務」という。）

### 1.2. 背景と目的

現行の旅費システム（H17.6 導入）は、curl 言語によって構成されているため EdgeIE モードで稼働させているが、令和 11 年には IE モードのサポート終了が見込まれているため、curl 言語以外で構成された新旅費システムの導入を目的とする。

新旅費システムでは旅費関係事務（旅費申請、旅費計算など）の省力化、紙文書量の削減、新旧財務システムと連携することを目指す。

## 2. 本業務の内容

### 2.1. 本調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式等

#### 2.1.1. システム構築及び運用保守に係る本システムの調達範囲

本業務では、旅費システムの構築及び運用保守に向けて、以下の業務を実施すること。

なお、システムの構築・運用に際しては、安全な構築と安定した運用を実現し、今後のバージョンアップ等に柔軟に対応できるように、本県独自の要望に合わせたカスタマイズは最小限に留め、必要な機能を当初から有していることを前提に、パッケージの標準機能を利用した運用を目指すこと。

##### ① システム開発

旅費システム（以下「新システム」という。）の要件確認、基本設計、詳細設計、開発、テスト（単体、結合、総合）、受入テスト。

##### ② 新システムの導入及び調整

本県が指定する場所への新システム導入、システム入替えに伴う作業。

##### ③ ドキュメントの作成

要件確認、基本設計、詳細設計、テスト等に関わるドキュメントの作成。

##### ④ 職員向け研修の計画及び実施

職員への研修計画の策定、研修の実施。

##### ⑤ プロジェクト管理

本提案範囲に関する進捗管理、品質管理、課題管理等の全体管理（本県への報告、本県との協議や会議の実施を含む）。

##### ⑥ ライセンスの購入

新システムの本番／テスト環境で必要となるソフトウェア製品の使用ライセンス（パッケージ製品、データベース管理ソフト、ミドルウェア、サーバ用 MS ライセンス等を含む）。

##### ⑦ 運用・保守

新システムを円滑に運用し維持するための具体的な運用方法や保守管理体制等の構築（新システムの稼働は、令和 10 年 4 月 1 日を予定）

#### (1) 本システムの対象業務

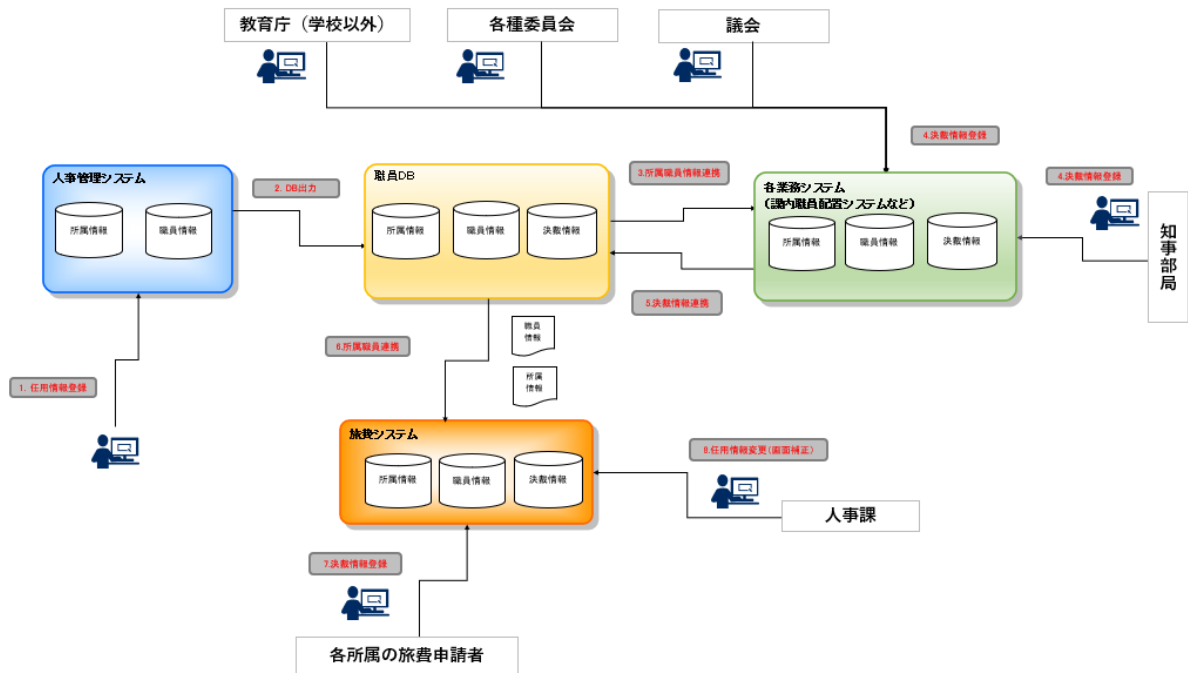
本業務において対象とする業務は下記の通り

図表 2-1-1-1 業務概要

名称	業務概要	システム導入可否	システム上の旅費種別
県内旅行	旅行命令、旅費精算事務（計算、審査）など	○	普通旅費
県外旅行	旅行命令、旅費精算事務（計算、審査）など	○	普通旅費

赴任のための旅行	異動や採用で新しい勤務地に転居する際に要する転居費等の旅費精算（計算、審査）など	○	赴任旅費
外国旅行	旅行命令、旅費精算事務（計算、審査）など	○	外国旅費

図表 2-1-1-2 システム全体像



(2) システムの範囲

新システムの範囲は、資料1「長崎県旅費システム要件定義書」の別紙1「システム化対象範囲」を参照すること。

2.1.2. システム構築方針

本業務において調達するシステムについては、以下に示す構築方針に準ずること。

図表 2-1-2-1 システム構築方針

要件	内容
開発方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新システムは、オープン化（特定業者による技術に偏向してないもの）された製品・ソフトウェア等を用い、機能拡張性及び保守性の高いシステムとすること。</li> <li>・システム稼働後5年間は利用可能（サポートが行われる）な技術・言語を使用すること。</li> <li>・実績のあるパッケージシステムを基本として開発すること。</li> <li>・品質確保、スケジュールの遵守が可能な開発手法を用いること。</li> </ul>

要件	内容
パッケージ方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージソフトウェアのバージョンは、原則として、詳細設計が完了した時点で、動作が保証された最新のバージョンを使用すること。詳細設計完了後本稼働までの間にバージョンアップ等の対応が必要なことが明らかになった場合には、本県の旅費システム担当者との協議の上、対応を行うこと。</li> <li>・オンプレミス型の場合、バージョンアップの適用は、有償・無償を問わず、適用時期その他の条件について受託者が事前に本県へ提案・協議すること。ただし、緊急性が高い脆弱性対応や軽微なバージョンアップについては、この限りではない。</li> <li>・クラウド型（SaaS など）の場合、バージョンアップが行われる際は、本県の旅費システム担当者に通知すること。</li> </ul>
その他（オンプレミス型の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所は、長崎県総務部スマート県庁推進課サーバ室（長崎県長崎市尾上町3番1号）とすること。</li> <li>・サーバ室に設置された19インチラック（42U）に対し、機器搭載、ラック内配線を実施すること。（ラック下までの電源及びLANケーブル配線は県にて実施。）</li> <li>・ラック搭載図、及び搭載機器の諸元表を提出すること。</li> <li>・ラック内のケーブルの取り回しは、ケーブルアーム類を使用し、整然とまとめること。</li> <li>・省電力、リサイクル等の環境に配慮した製品であること。</li> <li>・ハードディスクについては5年間のデータ量を考慮すること。</li> </ul>

## 2.2. スケジュール

### 2.2.1. スケジュール

システム構築の期間は契約締結日から令和10年（2028年）3月31日までとする。現時点の想定スケジュールについては資料1「長崎県旅費システム要件定義書」の別紙9「大日程計画表」を参照すること。

### 2.2.2. システム切替期間

新システムは、令和8年度から構築を開始し、令和10年4月1日から新システムの単独運用に移行する予定である。

また、令和10年4月1日～令和11年3月31日の期間において、本契約とは別に新財務会計システムとの繋ぎ替えを行う予定である。

## 2.3. 履行場所

本業務の履行場所は、長崎県長崎市尾上町3番1号とする。

なお、本県との会議においてリモート会議（Teamsを想定）を適宜利用することも可とする。

## 2.4. 満たすべき要件

本業務の実施にあたっては、資料1「長崎県旅費システム要件定義書」の各要件を満たすこと。

## 3. 構築業務の実施体制・管理方法

本業務の実施にあたっては、資料1「長崎県旅費システム要件定義書」の5章を満たすこと。

## 4. 運用保守業務の実施体制・管理方法

本業務の実施にあたっては、資料1「長崎県旅費システム要件定義書」の6章を満たすこと。

## 5. セキュリティ

### 5.1. システムに係るセキュリティについて

「長崎県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。

新システムの構築に当たっては、システム全体にわたって、情報の機密性、完全性、可用性、真正性、責任追跡性、否認防止及び信頼性を維持するよう構成・構築し、運用・保守を行えるようにすること。

個人の権利利益の保護に資するため、「個人情報の保護に関する法律」及び「長崎県情報セキュリティ基本方針」に基づき、個人情報の収集、利用及び提供等に関する適正な取扱いを行うこと。

### 5.2. 情報セキュリティについて

ア. 利用者の認証・管理や新システムの不正使用を防止し監視するため、利用者の利用状況について、履歴情報（ログ）の取得等を行うこと。なお、ログの取得については、データ容量や管理に十分配慮し、必要に応じて外部出力を行うことも可能とすること。

イ. オンプレミス型については、ウイルス対策として本県から支給するウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルが日々更新される仕組みを構築すること。パターンファイルの更新に当たっては、本県が構築した仕組みを活用すること。

ウ. OS及びミドルウェア等のセキュリティパッチについて、管理（例：製造元からのリリース情報の提供、新システムの稼働への影響評価、適用の可否判断支援及び適用に際して必要となる業務システムの改修）が適切に行えるよう必要な対策を講じること。致命的なセキュリティ上の欠陥が発覚した場合には本県と協議し、セキュリティパッチ適用を行うこと。

エ. 個人情報の漏えいを防ぐ対策を講じること。

### 5.3. 構築時におけるセキュリティについて

- ア. セキュリティ事故を未然に防止するため、「長崎県情報セキュリティ基本方針」に適合したセキュリティ対策を講じること。物理的、技術的及び人的対策を策定した上で本県に提出し、その承認を得ること。また、関係者等に遵守させるため、必要な措置を適切に講じること。
- イ. 本業務におけるデータ及び資料等について、以下のような項目を記述した管理基準を策定し、本県の承認を得ること。
  - ・ 善良なる管理者の注意義務をもって管理・保管を実施する。
  - ・ 目的外に利用しない。
  - ・ 第三者に提供しない。
  - ・ 廃棄又は返還の方法。
  - ・ 上記の管理基準を関係者等が遵守するための必要な措置を適切に講ずる。
- ウ. 本提案に関する個人情報利益の保護のため、「個人情報の保護に関する法律」及び「長崎県情報セキュリティ基本方針」に基づき、個人情報の収集、利用及び提供に関する適正な取扱いを定め、関係者等に遵守させ、遵守させるため必要な措置を適切に講じること。
- エ. 記録媒体のデータ消去は、記録媒体に応じた消去方法（例：物理的な破壊、電磁気的な消去）により、確実にを行うこと。
- オ. 本県サーバ室への入退室については、本県の管理基準に則ること。
- カ. 万が一、セキュリティ事故が発生した場合は、迅速に本県へ報告し対処を講じること。

## 6. 追加提案

調達項目以外に、有効な機能、運用方法、最新技術の導入等があれば、追加費用発生の有無を明記した上で提案すること。

## 7. その他留意事項

### 7.1. 業務実施時における留意事項

- ア. 本県ネットワークの設定に変更が生じた場合には速やかに対応すること。なお、本書の記載内容以外に変更が生じた場合には、適宜本県と協議すること。
- イ. 本県及び第三者機関などによる監査・検査等が実施される場合は、本県の指示に従い資料作成・実地調査・質疑応答など速やかに対応すること。
- ウ. すべての作業において、本県の業務、稼働中の業務システム等に影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に明らかにし、本県の指示に従い作業を実施すること。
- エ. システムの運用管理要綱など、その他システムの関連規程を遵守すること。
- オ. 本業務の実施場所については、原則受託者にて準備すること。但し、本県にて実施場所を準備する必要がある場合については、適宜調整し、提供する。

ka 本業務実施中に国のシステム標準化に関する動きがあった場合は、対応方針について本県と協議の上、決定すること。

## 7.2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務に関係する法令等に基づいて適正に業務を遂行すること。また、本県のセキュリティポリシー及び個人情報保護条例に、準拠したシステムを提供すること。ただし、新システム導入に際し、業務や運用の見直しによって、規定等の修正が必要になった場合は、この限りではない。

## 7.3. 知的財産権の取扱い

本業務において、システムの所有権、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及びその他の権利（以下「知的財産権等」という。）については、次のとおり、取り扱うものとする。

ア. 本業務における成果物の所有権は、受託者が本県に引渡した日を以て、本県に帰属するものとする。

イ. 本業務において、新たに構築したシステム及び改変したシステムの改変部分、その他の成果物の知的財産権等は、受託者に帰属する。

ウ. 本業務を履行する上で、既存のソフトウェア等（例：パッケージ、ベースシステム）を使用する場合、従前より権利者が権利を有していたことが明らかなもの（ミドルウェアを含む。）については、その権利は、権利者に留保されるものとし、当該ソフトウェア等に係る使用許諾契約の条件が成果物の利用に適用されるものとする。ただし、本県がシステムを利用することに支障がないよう、本県に対して不利な条件を付さないよう考慮すること。なお、本県が当該ソフトウェアに関して改変及びシステム利用に関する業務を第三者に行わせる場合、本県は、受託者に書面による事前の承諾を得ることとする。

エ. システム構築後のシステムの利用に当たって、継続して当該権利を使用する必要がある場合には、当該権利に係る使用許諾契約の条件が適用されるものとする。ただし、本業務の目的の範囲内において本県がシステムを利用することに支障がないよう、本県に対して不利な条件を付さないよう考慮すること。システム構築後の継続した利用に経費が発生する場合は、採用前に予め本県と協議すること。

オ. 本業務の成果物の作成過程で新たに得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は、本県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

カ. 本業務により作成した各種書類について、本県は、受託者又は受託者以外の事業者へ委託し、版下の修正や再編集を行うことができることとする。

## 7.4. 情報の開示

受託者は、システム構築に際し、本県が保有する情報資産のうちシステム構築に必要な情報を本提案の受託者以外のシステムの受託者（再委託先・再々委託先の事業者）に対し開示する場合は、「長崎県情報セキュリティ基本方針」の規定に基づいて適切に取り扱うこととする。

## 7.5. 機密保持

本県が、システム構築を受託者に委託するに当たり、「長崎県情報セキュリティ基本方針」の規定に基づいて、契約書に機密保持に関する遵守事項を明記することとし、受託者はこれを遵守することとする。

## 7.6. 契約更新について

### 7.6.1. 目的

本項は、本業務の契約更新（更新・再契約を含む。以下同じ。）の局面において、価格・条件見直しの協議が生じた場合でも、その根拠を不透明にせず、本県が価格妥当性を判断できる資料・手続を確保することを目的とする。

### 7.6.2. 見積内訳および単価体系の明示

受託者は、契約更新に係る協議に際し、次の資料を、本県に提出すること。

- ① 見積内訳書（項目別金額、数量、単価、算定根拠を含む）
- ② 単価一覧（例：利用者数（職員番号数）・単価、データ保管量・単価、オプション機能単価、研修・支援単価、保守運用単価 等）
- ③ 単価算定の考え方（簡単な概念など）
- ④ 価格に影響する前提条件（標準稼働時間、サポート範囲、SLA、保管期間、バックアップ、セキュリティ要件、連携方式 等）
- ⑤ 契約終了時のデータ返還作業に要する費用（概算）

### 7.6.3. 不透明な費用計上の禁止

受託者は、見積内訳に基づく説明が困難な費用計上、根拠の不明確な費用計上を行ってはならない。

### 7.6.4. 競争性・検証可能性の確保

本県は、契約更新の検討に際し、必要に応じて市場価格等との比較検証を行う。受託者は、本県の求めに応じ、比較検証に資する情報（機能範囲の明確化、単価体系の提示、利用実績の整理等）を提供すること。

### 7.6.5. その他

本項に定めのない事項は、両者で協議し決定すること。